

県南広域振興局長告示第 119 号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 28 条第 7 項ただし書の規定に基づき、鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

平成 18 年 10 月 27 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

- 1 名称 砥森山鳥獣保護区
- 2 区域 鳥獣保護区の区域の表示の変更（平成 18 年岩手県告示第 118 号）による変更後の宮守村砥森山鳥獣保護区の区域
- 3 存続期間 平成 18 年 11 月 1 日から平成 28 年 10 月 31 日まで
- 4 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり

備考 「別紙」は、省略し、岩手県環境生活部自然保護課並びに県南広域振興局及び花巻総合支局の保健福祉環境部に備えておいて縦覧に供する。